

ひとり親世帯臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症の経済対策として、ひとり親世帯を支援するため、18歳以下（高校3年生まで）の児童のいる方を対象に、臨時特別給付金を支給します。

下記の支給要件を満たしている方が対象となります。該当すると思われる方はこども課または各支所で申請手続きを行ってください。申請に必要な書類は市ホームページでダウンロードまたは窓口備え付けをご利用ください。個人へのお知らせは特に行いませんのでご注意ください。

提出された申請書の内容を審査のうえ、後日結果を通知し、該当者へ給付金を支給します。

基本給付「年金受給者」について	
支給要件	公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当が支給停止（不支給）となり、平成30年の収入等が基準額未満の方（※申立書に給与収入、年金収入、扶養人数等を記入のうえ、年間収入額が収入基準額を下回っている場合に該当）
支給額	対象児童1人につき50,000円（2人目以降は1人につき30,000円）
支給時期	申請受付後に審査のうえ、順次支給
申請	申請要。以下提出書類。 ・申請書（公的年金給付等受給者用） ・簡易な収入額（または所得額）の申立書（公的年金給付等受給者用） ・添付書類（本人確認書類の写し、口座を確認できる書類の写し、戸籍謄本、収入額等が分かる書類等）
申請期限	11月30日（月）まで

基本給付「家計急変者」について	
支給要件	児童扶養手当の全部停止の方で新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、1年間の収入見込額（令和2年2月以降の任意の月の収入等（1か月）の12か月分で計算）が基準額未満の方（※申立書に給与収入、年金収入、扶養人数等を記入の上、年間収入見込額が収入基準額を下回っている場合に該当）
支給額	対象児童1人につき50,000円（2人目以降は1人につき30,000円）
支給時期	申請受付後に審査のうえ、順次支給
申請	申請要。以下提出書類。 ・申請書（家計急変者用） ・簡易な収入見込額（または所得見込額）の申立書（家計急変者用） ・添付書類（本人確認書類の写し、口座を確認できる書類の写し、戸籍謄本、収入額等が分かる書類等）
申請期限	11月30日（月）まで

追加給付について	
支給要件	令和2年6月分の児童扶養手当を受給している方または上記の基本給付「年金受給者」の方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し収入が大きく減少した方（※収入減少者が対象のため収入がない方は支給対象外。ただし内定、求職活動等に影響があった場合は支給対象）
支給額	対象世帯1世帯につき50,000円（※児童数に関わらず1世帯50,000円）
支給時期	申請受付後に審査のうえ、順次支給
申請	申請要。以下提出書類。 ・申請書（追加給付用） ・添付書類（内容を確認できる書類）等不要。
申請期限	11月30日（月）まで

※各給付金は1回限りの支給となります。

※給付金は期限までに申請いただき審査のうえ対象となった方に支給となります（※申請いただいても該当とならない場合もありますのでご注意ください）。